議員提出議案第２８号

田川木質バイオマス発電所建設に係る地域住民との合意形成を図り、
公害防止協定の締結を求める決議について

上記議案を田川市議会会議規則第１３条第１項の規定により、別紙のとおり提出する。

令和４年１２月２０日

提出者	田川市議会議員	村　上　卓　哉
賛成者	〃	柿　田　孝　子
〃	〃	佐　藤　俊　一
〃	〃	原　田　　誠
〃	〃	梶　原　みつ子
〃	〃	石　松　和　幸
〃	〃	香　月　隆　一
〃	〃	北　山　隆　之
〃	〃	白　石　天　一
〃	〃	髙　瀬　冨士夫

理　由

田川木質バイオマス発電所の建設に関して、市民の安全安心の暮らしを守るべく、田川市長に万全の対策を講じることを求めるため、決議するものである。

田川木質バイオマス発電所建設に関する地域住民との合意形成を図り、
公害防止協定の締結を求める決議（案）

本市と南国殖産株式会社との間で平成３１年２月５日、木質バイオマス発電所の設置を検討することに関する協定書が締結されたことは、本市の広報紙、新聞報道等により、市民も周知の事である。

この協定書の締結に当たっては、地域住民への周知や事前説明もなく拙速に事を運び、その後、南国殖産株式会社は、経済産業省に「近隣住民説明会を開催し、丁寧に説明を行い理解を得られた」として、ＦＩＴ法（固定価格買取制度）に基づく事業計画の認定の申請を行い、令和２年５月２７日に認定を受けている。しかし、多くの地域住民はこの事業計画を知らされておらず、認定を受けた翌年の令和３年３月に一部の行政区役員のみに説明があり、近隣住民説明会が開催されたのは、造成工事着工後の令和３年６月から１２月までの間である。

経済産業省資源エネルギー庁の事業計画策定ガイドラインには､｢事業計画作成の初期段階から地域住民と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するように努めること｣､また｢環境アセスメント手続の必要がない規模の発電設備の設置計画についても自治体と相談の上､事業の概要や環境･景観への影響等について、地域住民への説明会を開催するなど、事業について理解を得られるように努めること」と明記されている。

しかし、南国殖産株式会社及び田川バイオマスエネルギー株式会社が発電所建設のための造成工事を着工した後、地域住民から不安や苦情等が本市に寄せられている。さらに、令和３年１１月と１２月に開催された星美台地区の住民説明会は、地域住民の不安や懸念を払拭するには十分なものではなかったことから、星美台地区は九州経済産業局を通して南国殖産株式会社及び田川バイオマスエネルギー株式会社に対して質問書を提出した。同局からの回答によると、事業者である南国殖産株式会社及び田川バイオマスエネルギー株式会社は、令和４年１月には住民説明会を開催するとのことであったが、未だに開催していない。

こうした事業者の誠意ない対応に対して、地域住民は、田川木質バイオマス発電所建設反対の署名活動を展開しており､その活動が活発化している｡また､本市議会においては、造成工事着工後に回覧板で事業計画を知った地域住民から議員への投書により、令和３年９月から一般質問がなされており、地域住民から建設反対を求める陳情も行われた。

田川市と南国殖産株式会社が締結した協定書第４条第１項には、「南国殖産株式会社は、事業活動を行う際の発電所建設に関して、地元から苦情等が生じないよう十分に配慮し、万一苦情等が発生した場合は、誠意をもって速やかにその解決に努めるものとする」と明記していることから、田川市長も事業者に対して再三にわたり、丁寧に説明し、誠意を持って速やかにその解決を図るよう求めている。

しかし、事業者である南国殖産株式会社及び田川バイオマスエネルギー株式会社は、田川市長の求めにも応じず、現在も十分な説明のないままに、建設工事を進めており、地域住民や農業従事者は不安と心配の日々を過ごしている。このことは、明らかに協定事項に反していると言わざるを得ない状況であり、現在において、この協定は何ら効力を有していないことが明らかになっている。

また、本市が令和３年８月４日に策定した農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本計画には、「気候風土に適した形で農林業を営む中で、地域固有の個性ある美しい景観がつくられていることから、これらの景観が損なわれることのないよう適切な配慮を行う」と明記されているが、高さ２０メートルの煙突や無骨な発電所のプラントで美しい景観が損なわれるのではないかとの懸念がある。発電所建設地付近は、多くの住宅地、市立病院、福祉施設、小学校、中学校、高校、大学、駅、農地などがあり、交通量も多く通学路もある。地域住民は、２４時間、３６５日発電所が稼働することにより、騒音、低周波音、大気汚染及び水質汚染による健康被害、発電所の事故や燃料輸送による交通事故などの心配等が拭えない状況にある。

よって、田川木質バイオマス発電所の建設に関して、田川市議会は田川市長に対し、市民の安全安心の暮らしを守るべく、次の事項について万全の対策を講じることを強く求める。

記

１　地域住民や農業従事者等の心配や不安を払拭するため、田川市が主導して事業者に住民説明会を早急に開催させ、田川木質バイオマス発電所建設に関する地域住民との合意形成を図ること。

２　本市と南国殖産株式会社が締結した協定書第４条に「南国殖産株式会社は、事業活動を行う際の発電所建設に当たっては、公害関係法令の規定を守るとともに、周辺の良好な環境及び安全の維持のため適切な対策を行うものとする」と規定されていることから、本市並びに南国殖産株式会社及び田川バイオマスエネルギー株式会社において、具体的な数値や対策などを明記した公害防止協定を締結し、発電所稼働に伴う公害を未然に防ぐとともに、情報公開を徹底すること。

以上、決議する。

令和４年１２月２０日

田　川　市　議　会